

公共下水道の制度・計画説明会で出た主な質問(抜粋)

問：公共下水道に接続する排水設備の工事費は、いくらぐらいかかるのか。

答：最も多い単独浄化槽の場合は平均すると50万円台、合併浄化槽の場合は今ある排水管をほぼそのまま使えるので、最も安く20万程度です。くみ取りトイレの場合は、水洗トイレへ改修するため、100万円程度かかる場合もあります。いずれも浄化槽や便槽の撤去費を含みます。実際は個々の家の状況により工事費には違いがありますので、市の排水設備工事指定業者に見積(無料)を依頼して確認してください。

問：浄化槽を使用しているが、公共下水道に切替えないといけないのか。

答：トイレだけ処理する単独浄化槽の場合、台所などの汚水がそのまま側溝に流れしており、公衆衛生の改善ため、公共下水道への切替えが必要です。公共下水道と同様にすべての汚水を処理する合併浄化槽であっても、浄化槽を廃止して接続する義務があります。浄化槽にたまつた汚泥(ヘドロ)は、くみ取りトイレと同様、バキューム車で集められ、市が処理しています。公共下水道へ切替えていただくことにより、処理経費の節減につながります。公共下水道は、全世帯が使用されることを前提として整備する公共施設です。皆さんで使っていただくことで、使用料の値上げ抑制にもつながります。

問：家が古く、自分は独居老人、子も家に返ってくることはない。近い将来、施設入所や入院などで空き家になるので、高額な接続工事を行って、公共下水道へ切り替える気にはならない。

答：法律や条例で6ヶ月以内に接続することが義務づけられていますので、制度の趣旨をご理解いただきたいと思います。将来、空き家になったら取り壊すとのお話しですが、施設入所でもご存命中、または先祖の仏壇がある、思い出があるなどの理由により、実際にお子様方はなかなか家を取り壊さないという状況もあります。

特に浄化槽の場合、空き家のままで汚水を流さないと、汚水が処理できなくなり、槽内がつまるなど、維持管理が非常に困難となります。年に数回でも、お子様方がご自宅に来られて家を管理するには、水回りが使えない、非常に不便です。公共下水道を使用していれば、ほとんど管理は不要で排水に困ることもなく、水を使われた時だけ使用料を請求しますので、浄化槽よりも有利だと思います。将来のことを含めて、お子様方ともご相談いただきたいと思います。

問：空地で公共污水栓を設置しない場合は、受益者負担金はかかるのか。

答：受益者負担金は、前面道路に下水管を整備したすべての土地に1度だけかかり、空地であっても、公共污水栓を設置しなくてもかかります。なお、土地の登記と現況の地目がいずれも宅地以外の畠や雑種地などの場合、徴収猶予(宅地化されるまで請求を先送り)の対象となります。

問：受益者負担金は、土地の広さではなく、家の大きさなどで計算しないのか。

答：宅地の一部に家がある場合でも、将来、空いた場所に増築や別棟を立てることが可能であり、全体が公共下水道を利用可能な宅地なので、面積に単価をかけて計算しています。この計算方法が全国的に最も多く、周辺他市でも同様です。将来、別棟を新築するのに公共污水栓の追加が必要となれば、市が設置しますし、受益者負担金の追加請求などはありません。